

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和63年東海市条例第16号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、東海市民体育館（以下「市民体育館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時休館日等の公表)

第2条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定により市民体育館を臨時に開館し、又は臨時に休館する場合においては、5日前までにその旨を公表するものとする。

(専用利用の手続)

第3条 条例第5条第1項の規定により市民体育館の利用（個人利用を除く。）について許可を受けようとする者は、利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、大会等の開催のために市民体育館を利用しようとする者にあつては、当該申込書に事業計画書を添付しなければならない。

2 前項の申込書は、大会等の開催のために利用する場合にあつては利用日前180日から29日までに、それ以外の場合にあつては利用日前28日から10日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申込書の受付時間は、午前8時30分から午後7時までとする。

4 教育委員会は、第1項の申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、利用承諾書を申請者に交付するものとする。

5 前項の規定により市民体育館の利用の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(個人利用の手続)

第4条 市民体育館を個人利用しようとする者は、使用料を納めて1回券、回数券又は定期券の交付を受けなければならない。

2 1回券は、発行の日に限り有効とする。

3 1回券、回数券又は定期券の交付を受けた者（以下「個人利用者」という。）が個人利用しようとするときは、受付において係員の改札を受けなければならない。

(ロッカーの利用手続)

第5条 ロッカーを利用する場合は、貨幣を当該ロッカーの所定の投入口に投入し、施錠しなければならない。

2 ロッカー利用中におけるかぎの管理は、当該ロッカーを利用する者が行うものとする。

(シャワーの利用手続)

第6条 シャワーを利用する場合は、当該シャワーの所定の投入口に貨幣を投入し、利用するものとする。

(利用許可の取消し及び変更手続)

第7条 専用利用者は、利用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、利用日前10日までに教育委員会に申し出なければならない。

(行為の禁止等)

第8条 市民体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 許可を受けずに市民体育館敷地内において、はり紙、物品の展示、販売又はこれらに類する行為をすること。
- (3) 他人に危害を与え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。
- (4) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入ること。
- (5) 泥酔者又は保護者の同伴しない小学校就学前の者が入場すること。
- (6) 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

2 専用利用者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市民体育館内外の秩序を保持し、入場者の安全確保のため必要な措置を講じること。
- (2) 入場者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

3 専用利用者及び個人利用者（以下「利用者」という。）は、施設又は設備の利用を終わったときは、係員の指示に従い原状に回復し、その点検を受けなければならない。

4 利用者は、係員の職務上の入場又は入室を拒んではならない。

(入館の制限及び退場)

第9条 教育委員会は、管理上支障があると認めるときは、利用者の数を制限することができる。

2 教育委員会は、この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者には、退場を命ずることができる。

(損傷等の届出)

第10条 利用者は、市民体育館の設備又は器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付けて教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理等を行わせる場合の取扱い)

第11条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に市民体育館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第7条、第9条、前条及び次条の規定の適用については、第2条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条第1項中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第1項」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項ただし書及び第4項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条、第9条及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、次条中「教育長」とあるのは「教育委員会の承認を受けて指定管理者」とする。

2 条例第15条第1項の規定により指定管理者に市民体育館の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和63年5月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市民体育館を専用使用しようとする者は、この規則の施行の前日であっても、第4条第1項から第3項までの手続に従い、使用申込書を提出することができる。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第3項中「午後7時」とあるのは「午後5時」とする。